

令和7年9月26日

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

厚 生 常 任 委 員 会

福祉子どもみらい局関係請願

請願番号	29	受理年月日	7 . 9 . 10
件名	私学助成等について請願		
請願者		紹介議員	
横浜市神奈川区高島台7-5 神奈川県私立中学高等学校協会 理事長 工藤 誠一 外（1団体）249人		田村 ゆうすけ おだ 幸子	
請願の理由 神奈川県は近代私学発祥の地であり、県下の私立中学校・中等教育学校・高等学校は、独自の伝統と校風を守り、建学の精神を現代に生かし、有為な人材の育成に努力し、本県教育の充実発展に貢献してまいりました。 幸い、本県においては、私学に対し、知事をはじめとする県当局並びに県議会議員の皆様の深いご理解とご支援のもとに、私学助成の充実が図られてきました。 さて、今日、私学経営はますます厳しい時代に入っております。とりわけ経常費補助金については、全国的に見ると生徒一人当たりの単価は、高等学校（全日制）は国の財政措置額を超えましたが、中学校、中等教育学校はともに国の財政措置額を大幅に割り込み、全都道府県の中でほぼ最下位に位置しております。 神奈川私学は県下後期中等教育の約三分の一という役割を担っていることから、県下教育を担当している責務の重大さを痛感し、県民に信頼される個性豊かで、特色・魅力ある学校づくりのため、一層努力する所存であります。 つきましては、令和八年度私学助成に関し、左記の点に格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。 請願の内容 一、令和八年度の経常費補助については、一層の増額をお願いしたい。			

兩局共管請願

請願番号	30	受理年月日	7 . 9 . 18
件名	難聴対策の充実及び意見書の提出を求める請願		
請願者		紹介議員	
横浜市中区不老町1-5-11 K-SPIREビル4F 全日本年金者組合神奈川県本部 委員長 村田 泰子 外4,475人		井坂 新哉 木佐木 忠晶	
1. 請願の要旨 1) 補聴器の購入者に神奈川県として補助制度を創設して下さい。 2) 健診時の問診項目に「聞こえ」を入れて、問題がある場合は耳鼻科検診の指導ができるようにして下さい。 3) 県内各地に「聞こえ相談室」を拡充し、聞こえの検査・相談ができる体制を整備して下さい。 4) 難聴者に対して、公的機関の窓口聴覚補助機器を、公的施設にはヒアリンググループを設置して下さい。 5) 国に対して、補聴器購入への補助制度創設と定期健診に聴力検査の追加を求める意見書を上げて下さい。			
2. 請願の理由 2024年7月の県議会意見書は全会派一致で「高齢化の進展を踏まえ、認知症や要介護状態の新規発生を予防し、高齢者の積極的な社会参画を実現できる」ように国に5項目の支援を求めました。私たちは同趣旨の「加齢による難聴の早期発見と聴覚補助機器等の積極的な活用」である、1から4項目の県政施策と5番目の国への意見書提出を要望します。 1) 外国製を中心にした補聴器が数十万円と高額のため購入困難で、高齢者の聞こえの要望は、東京都助成のように市町村の補助制度を下支えする県レベルの補聴器補助制度の設立です。 2) 聞こえで不自由している人が身近で自分の聞こえを相談・測定できる制度・場がありません。高齢者が受診する健診の中で問診に「聞こえ」を追加し、検査と対応が必要な人が相談できる体制を整備して下さい。 3) 難聴者「聞こえ相談室」は藤沢市の聴覚障害者福祉センターに1ヶ所しかなく、各自治体において身近で聴力検査と聞こえの相談ができる体制が求められています。 4) 2024年4月から「改正障害者差別解消法」が施行されました。難聴者や聴力障害者が公的窓口や公的施設で困らないように聴覚補助機器の設置や難聴者の聞こえサポート等を整備して下さい。 5) 補聴器補助については、県議会意見書でも国に対して「補助制度を含む環境整備」を求めています。高齢者の長年の要望として改めて国に補助制度を要請して下さい。定期健診については、「健診はメタボ対策」という厚労省方針の変更を要請して下さい。			

福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	4 8	付議年月日	6 . 9 . 2 0
件 名	障がい当事者と家族の生活実態を反映していない「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」と当面の県施策の見直し検討を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚生常任委員会	大和市深見台1－5－21 これからの県立施設を考える会 安 西 弘		
I 陳情の要旨 令和5年12月25日付で神奈川県が公表した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」には、障がい当事者と家族の生活や地域のサービス基盤整備の実態、支援する関係諸団体の意見が策定過程で十分に反映されていません。そのまま施策化され、実施されると、障がい当事者と家族にとって、とてつもなく過酷な生活実態を生起させます。 その理由は、「II陳情の理由」の通りです。 よって、今回の「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」と当面の県施策について、障がい当事者と家族が地域で安心して安定した生活ができるよう、慎重且つ十分な見直し検討を是非お願いいたします。 特に見直し検討していただきたいことは、次の通りです。 (1) 県立施設における新規入所の受け入れを早急に再開すること。 (2) 国の指示を待たず、県内の実態調査を早急に行うこと。 (3) 市町村や民間事業者任せにせず、県の単独補助制度を拡充して、必要な地域サービスの基盤整備を十分に行うこと。 (4) 地域を支援する諸機能を県立施設でも充実させて、民と公が連携し、県立施設が各圏域での最後のセーフティーネットの役割を担えるようにすること。 (5) 県立施設の民間移譲や地方独立行政法人化をしないこと。 II 陳情の理由 ○理由1：必要な施設入所サービスが長期間受けられない 「方向性ビジョン」の通りに「新規入所の受入を停止することにより、定員60名規模まで小規模化を図る」(p25)ことにより、懸念されていた事態がすでに現実となっています。 7月4日に千葉県長生村で起きた事件です。重い知的障がいがある次男の首を父親が絞めて死に至らしめてしまったのです。転居して1か月だったそうですが、この次男は、5月まで県立中井やまゆり園などで定期的に短期入所を利用しており、3年半前には長期入所も申し込んでいたのです。NHKの続報が27日に出たこともあり、県は29日に記者会見を開いて事実関係を認めましたが、「地域での生活を支えるために必要な支援を十分に行っていたか」を検証するとして、あたかも現場職員に問題があったかのように説明しました。翌30日の知事記者会見でも同様であり、「中井やまゆり園は令和4年4月から停止中」だが、他の県立施設では「緊急度等を考慮しながら入所対応を行っている」という虚偽の説明を繰り返しています。私たちは、新規入所を停止している県の施策にこそ事件の主な原因があると考えています。 それ以外にも、地域での生活が難しく施設入所を必要としているのに、県内で利用できず、やむを得ず県外の施設やグループホームに入所、更には県内外の精神病院に入院せざるを得なくなっています。 この状況が今後数年以上継続することになるのです。県立障害者支援施設の定員は現在530人となっていますが、「方向性ビジョン」では360人を目標としています。この定員差170人を減らすまで、新規入所を停止するとしています。また、360人まで減ったとしても、更に現入所者が退所するまでは新規入所者を受け入れられないのです。 当事者と家族の生活は、非常に厳しい状況となっており、様々な調査を見ても半数以上の当事者は今も家族と暮らしています。 県立施設の定員縮小は、現在のニーズ実態に即して、また地域のサービス基盤整備と並行させながら、段階的に実施すべきだと考えます。			

○理由 2 : 計画策定に不可欠な実態調査が行われていない

この「方向性ビジョン」は、計画策定に必要な実態調査が一切行われていません。県側の都合の良い資料だけが記載されているのです。とりわけ障がい重い方々の生活にとって大切な「入所生活施設」「グループホーム」「重度訪問介護」の＜利用希望数（待機者数）＞、＜他県施設入所者数＞、＜精神病院入院者数＞の数値を明らかにすることが重要です。また、地域移行先として期待されている「グループホーム」の設備や職員体制の実態を明らかにすることも重要です。

7月第2週に、NHKが「待機障害者」という特集を3回に亘って報道し、全国に現実の地域の課題を投げかけました。これは大きな反響を呼び、厚労省も国としての調査を約束しました。報道によると、市区町村の回答率は約40%に対して都道府県は100%、後者で待機状況を把握していると回答したのは計32の自治体だったそうです。

そこで、私たちの会として県障害サービス課に情報公開を求めたところ、「神奈川県は把握していないと回答した」との意外な連絡がありました。地域の実態を把握することなく、「方向性ビジョン」策定や「基本計画」改訂を行っていることになりましたが、これでよいのでしょうか。

○理由 3 : 地域福祉拡充具体策が全く提起されていない

入所施設定員を縮小するには、同時に地域福祉施策の拡充が不可欠です。例えば、グループホーム、日中活動、短期入所、重度訪問介護、手厚い相談機能、地域医療、等の充実です。

これらのサービスを必要なだけ安心して利用できるようにすること無しには、入所施設から地域移行して地域で暮らすことは難しいのです。

ところが「方向性ビジョン」では、地域福祉機能の充実が全く提起されていません。

このままでは、「支援なき地域への押し出し」となりかねず、結果的に家族の負担がさらに増してしまう可能性も危惧されています。多くの関係団体に共通する不安なのです。

○理由 4 : 県立施設は支援のあり方を見直しながら、各圏域のセーフティーネットの最終的責務を担う必要がある

虐待の温床になった原因だと批判されている「大規模施設への重度入所者の集中」は当時の県としての施策選択でした。確かに、その支援のあり方は改善しなければなりません。

しかし、新たな役割の主要なポイントは「福祉科学研究や人材育成」ではないのです。各障害保健福祉圏域及び県全域におけるセーフティーネットへの最終的な責務です。

また、民間の知的障害施設団体が提言している「地域生活をバックアップする拠点ホーム」や「循環型のセーフティーネット機能」という役割は、同じ入所施設である県立であっても必須のはずです。しかし、「地域福祉は市町村や民間の役割分担だ」という理由で、現場職員の要望があるにも関わらず、県立施設には不必要だと言い続けてきたのが、神奈川県の歴代の担当部局責任者だったのです。

○理由 5 : 県立施設の民間移譲・独立行政法人化は、県の責任を転嫁・放棄することになる

今回の「方向性ビジョン」で、県立施設を無くすことにより、県には責任逃れをしたいという意図があるのではないかと推測します。障がい福祉の推進・充実を率先して実行していることを表明したいなら、安易な民間移譲などをせず、堂々と「神奈川県立〇〇」とした機関で実施すべきです。それにより県民は神奈川県が責任をもって実施していると実感するのです。

県立施設の「民間移譲、独立行政法人化」は明らかな「公的責任の転嫁・放棄」です。地方独立行政法人でも、指定管理者制度と同様に運営交付金が徐々に削減される可能性が高く、県の関与責任も曖昧になりやすいからです。例えば、「方向性ビジョン」には、「地方独立行政法人特有のコストに加えて、指定管理者制度の場合に比べて職員の人件費が高くなる可能性があるため、効率的な法人運営を進める」、「重度障害者向けのグループホーム等を運営する場合… 民間においても実行可能となるよう段階的に事業の見直しを図っていく必要がある」（p33）と記載されているのです。

また、県立施設における「職員・幹部・施設長の短期人事異動」が問題だと、自ら分析し反省したにもかかわらず、相変わらずに短期人事異動を実施していることは、県行政推進の責任を放棄していると言わざるを得ません。神奈川県の知事・幹部職員は、自らの行政責任を自覚し、猛反省すべきだと考えます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

陳情番号	66-2	付議年月日	7. 2. 21
件名	「県立中井やまゆり園」外部アドバイザー体制の是正などを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	大和市深見台1-5-21 これからの県立施設を考える会 安西弘		
Ⅰ 陳情の要旨 県立中井やまゆり園「改革」の進捗状況や地方独立行政法人化のあり方につきまして、昨年も県議会で論議され、厚生常任委員会では関連資料提供が要請されました。令和7年1月24日の厚生常任委員会において、「中井やまゆり園全職員向けアンケート結果」のうち、「自由記載欄」（令和5・6年度）」がようやく提出されましたが、そこには現場職員の切実な声が溢れていました。 外部アドバイザーによるパワハラ、園運営における園管理職の不適切対応、現場職員の意欲喪失と辞職傾向、時間外勤務の激増、医療的業務の困難さ、新たな法人化への不安などです。このような職員の人権を無視する不正常な職場実態が早急に解決されることを願い、次の3点の陳情を提出させていただきます。 ご審議をよろしくお願いいたします。			
1. 総務局は早急に「パワハラ」認定を行うこと。福祉子どもみらい局は該当するアドバイザーの交代と常駐体制の見直しにより、園運営を正常化させること。			
2. 労働基準法違反の時間外勤務を解消すること。			
3. 医療・健康管理問題の責任を現場職員だけに転嫁せず、医務課体制を含めた施設運営を県の責任として抜本的に改善すること。			
Ⅱ 陳情の理由 令和7年1月7日の年頭記者会見において、知事から「ともに生きる社会」を作るために、インクルーシブ教育を主とした「ごちゃまぜ社会」が良いと考え、「ごちゃまぜ宣言」をするとの話がありました。しかし、「ごちゃまぜ」という言葉は意味内容が不明瞭であり、県の基本政策を伝える用語としても適切ではないと考えます。必要なのは、今の混迷する事態を「ごちゃまぜ」にしないで客観的に整理した上で、適切に改善していくことです。			
1. 現場職員を疲弊させて退職に追い込むようなアドバイザーは失格です。 県が提出した資料の中には、例えば、次のような記述がありました。「あなた達のやっていることは■■と一緒だ、あなたたちの議論を聞いて■■はきっと喜んでいきますよ」、「中井はあと何人殺せば気が済むのか」、「あなたはこの仕事に向いていないよ、県職員を辞めれば」、「研修に集まった職員に対して怒鳴る」、「今までの支援方法を全否定する」、「職員の話を受けない、認めようとしない」、「利用者の機能低下や病気も支援の仕方が原因だと言う」、「吐き気が続いた利用者にクリニックで処方された吐気止めを服用させたところ、和歌山ヒ素事件で吐気止めを服用した人は全員亡くなっている」等々です。 また、カンファレンスにおいて、叱責はされるが具体的な支援策の参考となるような提案はなく、現状では実施が難しい内容であっても、実施できないと再度の叱責となったり、アドバイスといっても、大声や強い口調で相手を委縮させるような言葉が多く聞かれるとのこと。カンファレンスの場には、園上席者も同席しているが、現場職員がダメ出しをされ怒られているのに、誰も何も言わずにいる、との記述もありました。職員の人格を踏みにじり、改革の意欲を潰し、職場の風通しを阻害しています。			
長期に及ぶ異常な職場環境の中で、中途退職・転出・転入・新規採用が二桁で続き、欠員は今も埋まらず、一部を本庁からの交替応援で凌ぎ、36協定違反の超過勤務も常態化しています。地方独立行政法人化後に働きたいという職員は2割にも及びませんでした。この1月に実施された全福祉職を対象にした法人化に関する説明会では、意向打診の前倒しともいえるべき「新法人で働きたいか」というアンケート調査も急遽行われました。令和7年第1回定例会では「県立福祉機構」の定款（案）も審議されますが、設立の現実的な可能性は未だに不透明です。早急に			

園運営の立て直しが不可欠であり、そのためには外部アドバイザー体制の仕切り直しが肝要です。

知事や県に認められているという立場上の優位性を背景に、利用者に対する心理的虐待に相当する精神的苦痛を職員に与え、就業環境を害していることは、明らかに「業務の適正な範囲」を逸脱しているパワハラ行為です。医療・健康管理の問題があることを理由に知事と県幹部はアドバイザーを擁護していますが、だからといって決して許される行為ではありません。それなのに、福祉子どもみらい局は、直接アドバイザーに聞き取ることもせずに総務局に下駄を預け、県が意図するような「改革」を進めることができていないとして、現場の職員に責任を転嫁しているのです。

総務局は直ぐに調査結果を公表し、処分措置を行ってください。また、福祉子どもみらい局は、該当するアドバイザーを解雇するとともに常駐体制を止めて、民間施設等からの適切な助言指導を必要に応じて随時受ける体制に切り替え、園幹部職員の管理運営責任を明確にさせて、中井やまゆり園を一日も早くに正常化させてください。

2. 超過勤務が蔓延し、小田原労働基準監督署からは是正勧告が出されています。

令和7年1月24日の厚生常任委員会では、資料として「中井やまゆり園の過去5年度分の時間外勤務について」も提出されました。

その際に、労基法による是正勧告は昨年12月9日付けだったと県は説明していましたが、その事実を12月の厚生常任委員会で隠していたのは何故でしょうか。しかも、中井やまゆり園の現場職員に対しても公表せず、1月24日まで伝えなかったのは欺瞞と怠慢としか言えません。

この資料によれば、月に45時間以上の時間外勤務をした人数（いずれも11月末まで：令和6年度が11月まで資料のため）は「令和2年度は2人、同3年度は2人、同4年度は19人、同5年度は25人、同6年度は58人」となっています。また、月に31～45時間の人数（いずれも11月末まで）は、それぞれ「36人、27人、48人、98人、130人」となっていて、直近になるほど激増しています。

この原因は明らかに、外部アドバイザーの一方向的指示による業務量の増加であり、特に通常の利用者支援業務以外に「綿密な記録」や「カンファレンス資料作り」の過重な業務実態があったためです。さらには、1. に述べた職員不足が重なったためです。

この違法な労働実態を改善し、必要な職員を配置することは神奈川県に課された法的な義務です。早急に適切な労働環境にしてください。

3. 医療や健康管理向上のためには、必要な医師や看護師配置などの体制整備が不可欠です。

知事や県幹部が、「アドバイザーのパワハラを容認するわけではない」が、「それ以上に利用者の命に関わる重大な問題があった」と答弁しているように、医療・健康管理の問題は「虐待だけでなく、医療の空白という新たな問題が見つかった」という形で、中井やまゆり園の現場批判を続けるために利用されている側面もあると私たちは受けとめています。例えば、「救急車を呼ぶのに県庁の許可が必要」など、現場から見て明らかに誤った情報が事実としてまかり通っているのに、県が何も訂正しようとししないのは何故なのでしょう。アドバイザーの指摘も「長時間の居室施設なかで利用者との関わりもなく、健康状態を把握できていない」というように、職員の支援の拙さへ短絡的に結び付けています。

黒岩知事は2011年から14年間にわたって神奈川県の知事を務め、今の神奈川県政を作り、運営してきた当事者であり、最高責任者として職員人事も職場運営もすべて最終的に決定してきたのです。その知事が、「神奈川県立」中井やまゆり園において「医療の空白」や「利用者の命に関わる重大な問題」があったと、初めてその事実を知ったかのように、また部外者のように、支援する現場を非難しました。事故や不祥事が起きた時に、その全ての責任を現場職員に転嫁する姿勢と手法は理解できません。人としての倫理観・道義心を疑います。

この問題は次のように整理して改善すべきです。第一に、どこまでが客観的な事実なのか、第二に、他の施設と比較して中井やまゆり園職員の資質が低いためのなのか、或いは障害ゆえに適切な医療看護を受けることが難しいという各施設共通の課題なのか、第三に、個々の職員だけでなく、医務課を含めた園運営体制に問題がないのかということです。これを「ごちゃまぜ」にはなりません。

当該の医務課は、黒岩県政の間に体制を縮小され、非常勤医師と、常勤3名・臨時任用1名・非常勤1名の看護師体制で、早出・遅出・通院・非常時対応も含めて利用者の健康管理を必死に担ってきました。アドバイザーからの理不尽な業務指示に耐えきれず辞めていった方もいます。

この困難な体制に改悪し、それを放置してきた責任者は、まぎれもなく黒岩知事です。この経過を反省した上で、知事がイメージするような医療・健康管理を実現できる運営体制を早急に整備してください。利用者の命に関わる重大問題です。常勤医師の配置と、超過勤務なしで365日に対応できる看護体制を実現してください。

陳情番号	7 3	付議年月日	7 . 6 . 2 3
件 名	神奈川県 of セーフティネット再構築を強く要請する陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚生常任委員会	大和市深見台 1－5－2 1 これからの県立施設を考える会 安 西 弘		
I. 陳情の要旨 2026年4月1日に「県立中井やまゆり園の定員縮小を伴う地方独立行政法人化」が決定されましたが、これでは障害当事者と家族にとっての過酷な生活は改善されません。 現在でも、民間施設を含め、希望しても施設入所できず、短期入所も利用日数制限などが強制され、ご本人や家族が望む生活とならず、苦しい状況が続く事態となっています。この状況が継続すれば、第2の「長生村事件」が今度は神奈川県内で発生します。県民の命が危険に晒されかねない状況なのです。 神奈川県は、2000年に「強度行動障害対策の中核、且つ県西地域の拠点施設」として中井やまゆり園を再整備し、県域の発達障害支援センターとして「かながわエース」を設置しました。また、各障害保健福祉圏域の核として県立施設を位置付け、地域の長期・短期の入所希望に応じて、県域のセーフティネットを確立してきました。 しかし、その後、県立障害者支援施設の民間委託・移譲が続き、県立施設の長期・短期の入所停止により、確立された県域のセーフティネット体制が崩壊する事態となっています。 障がい当事者と家族を犠牲にしてはなりません。「長生村事件」は神奈川県の事件です。二度と起こさせないためには、現在の「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」を抜本的に見直し、地域の実態とニーズをふまえた県施策の抜本的な方向転換と拡充が必要です。 私たちは、すでに2つの陳情をお願いしていますが、併せて次のことを強く要請いたします。 1. 「中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム」の最終報告、及び「障害者支援施設やグループホームの利用を希望する方の実態調査」の最終集計結果の速やかな公表を県に求めてください。そして、それが県内の実態を正確に反映したものかどうかを十分に検討の上で、今期基本計画の前提となっているニーズ把握を見直し、今後の県の障がい福祉関連施策を再検討してください。 2. 中井やまゆり園、愛名やまゆり園、三浦しらとり園、厚木精華園の入所定員（短期を含む）を当面は維持し、各障害保健福祉圏域に位置付け直して、今後の地域サービス基盤整備の状況を考慮しながら縮小を検討してください。 3. 再整備の時期を迎える民間入所施設への改修・改築費用を助成してください。 4. 民間入所施設やグループホームが「強い行動障害」の状態にある利用者を受け入れた場合の助成を拡充し、かつ長期的にしてください。 5. 廃止された「強度行動障害対策事業」の代替策を早急に具体化し、「かながわエース」が果たす役割を明確にして、支援力量がある職員を配置してください。			

II. 陳情の理由

1. 「検証チーム」中間報告では、県立施設の新規入所受入れ停止との関連性が不問となっていますが、3月12日の千葉地裁判決では、「施設にも事情があっただろうが・・・」と指摘されています。また、2月に公表された「実態調査」中間集計では、県内人口の2/3を占める政令市や中核市を除いた数値にも関わらず、延べ392人いることが明らかになりました。基本計画とは大きく乖離していますが、県外利用や「ロングショート」の実態は依然として不明なままです。

このまま放置しておいてよい事態ではありません。また、居宅生活を維持するために短期入所希望が多く、2日とか3日だけ利用可というような利用制限がかけられています。障がい当事者と家族に大きな負荷がかかる事態が続いているのです。

2. 県西では中井やまゆり園、県央では愛名やまゆり園を定期的に短期利用していた人たちが、両園が利用制限しているために、横浜市内の施設に申込が殺到している実態があります。障害保健福祉圏域システムの再構築が必要です。
3. 多くの民間施設が老朽化して、建替え・再整備の時期を迎えています。個室化などの対応も必要です。そのために、新規入所を受入れる余裕がない状況となっているので、県立施設の定数減をカバーすることは困難であり、その面でも現在の定数維持が重要なのです。
4. 民間福祉事業所が「強い行動障害」の状態にある利用者を受け入れた場合、設備改善や手厚い職員配置なしには不可能です。「強い行動障害」ケースは今後も増えると想定されますし、入所施設からの地域生活移行を進めるためにも、助成の拡充が重要です。また、今のよう有期限では不十分であり、運営の安定化には長期的助成が欠かせません。
5. 県は「強度行動障害対策事業」の代替策を具体化することが今もできていません。
同事業を担える専門的なスキルを持った職員の養成を軽視して、事業を充実させてこなかったことが、中井やまゆり園問題の重要な要因の一つです。今からでも遅くありません。「かながわエース」の組織・機能・人材を拡充してください。